

教員が医療的ケアを行う場合の指示書の取扱いについて

H27.3 宮城県教育庁特別支援教育室

【経緯】

・診療報酬の算定方法の一部改正により平成26年4月1日より介護職員等喀痰吸引等指示書を交付できる事業者特別支援学校等の学校が加えられました。これにより、特別支援学校の教員が医療的ケアを実施する場合は、介護職員等喀痰吸引等指示書が交付できることになりました。

・宮城県教育委員会では、教員が医療的ケアを行う場合の介護職員等喀痰吸引等指示書の必要性について検討を行ってきたところです。

・結果、上記指示書の作成は、全国的な傾向であること及び教員の医療的ケアが医師の指示の下に行われることを明確にする必要があると判断し、平成27年4月1日から教員が医療的ケアを行う際は、介護職員等喀痰吸引等指示書を必要とすることにしました。

【今後の指示書の取扱い】

・各主治医の先生方におかれましては、登録特定行為事業者となっている学校の保護者から介護職員等喀痰吸引等指示書の作成依頼があった場合には、別紙記入例と実施マニュアルの写しを参考に作成をお願いします。

・この介護職員等喀痰吸引等指示書には診療報酬が適用されます。有効期限及び診療報酬については下記のとおりとなります。

○有効期限 最長6ヶ月（年度内を上限とする） ○診療報酬 240点

・介護職員等喀痰吸引等指示書の様式については、特別支援教育室のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

・登録特定行為事業者として登録されている宮城県立特別支援学校は下記のとおりです。

石巻支援学校、古川支援学校、気仙沼支援学校、金成支援学校、迫支援学校

利府支援学校、利府支援富谷校、名取支援学校、船岡支援学校 計9校

(H27.3月現在)

担当	宮城県教育庁特別支援教育室 企画管理班 医療的ケア担当
電話	022-211-3714